

# 舞鶴市立志楽小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立志楽小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、支援加配、生徒指導主任、いじめ対策担当  
各学年主任、人権主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー

- 3 「いじめ対策委員会」は月1回を開催し、緊急に必要があるときはこの限りでない。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実効・検証・修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

## 第2 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

子どもは成長途上にあり、基本的に未熟な存在である。自らの思いや気持ちを相手との関係において適切に表現したり伝えたりすることが十分でないことは往々にしてあることであり、それがトラブルのもととなりやがていわゆるいじめにつながって行く場合もある。

いじめの未然防止のためには、学校生活の基盤である学級集団が児童にとって居心地のよいものであるとともに、互いに協力し合い楽しく当番活動を行ったり学習に生き生きと取り組んだりできる学級集団であるか否かが問われなければならない。

1年を通して一人の担任が主として子どもの教育に当たることが多い小学校においては子どもたちの学校生活における担任の果たす役割、担任の存在そのものが極めて大きい影響を及ぼす。その観点からも、私たちは、教師自らの、また相互の教育的力量の向上のために、絶えず研究と修養に努めるとともに、授業力の向上と児童理解に基づいた指導力の向上に向け自己研鑽に努めなければならない。

こうした不断の努力と児童一人一人を大切にし真摯に向き合う教師としての姿勢をもって日々の指導を行い児童との関係を築いていくことが、いじめのない温かい学級づくりにつながると考える。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) 学習指導を核とした学級経営の充実

- ・ 児童の主体性をはぐくむ学習の基盤づくりの推進(朝のスピーチ活動 他)
- ・ 学習規律を大切に学習の基盤づくりの推進(学び手としてのマナー、約束事)
- ・ 授業研究会の実施(学級経営の視点からの授業分析)
- ・ 学習用具、宿題、忘れ物、ノートの活用など日常的な学習の心構えに関する指導

### (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

- ・ 児童が個々に及び相互に目的意識をもって取り組む体験活動、学校行事等の推進
- ・ 自己の存在が認められ、柔軟かつ多様に協力して活動できる豊かな学級文化の創造
- ・ なかよし活動の充実(異学年交流、異年齢集団活動、小中連携、小高連携)

### (3) 豊かな心を育む取組の推進

- ・ 体験活動の充実
- ・ 道徳教育の推進
- ・ 児童会、生徒会活動の充実
- ・ 地域との交流活動やボランティア活動への参加
- ・ 規範意識、コミュニケーション能力の向上

### (4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・ 人権旬間の取組
- ・ 各学年、年2回実施(6月、12月)

### (5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・ 校内研修の実施(年2回)
- ・ 校外研修会への参加
- ・ いじめ不登校対策会議への参加

### 第3 いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員にわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

#### 2 いじめの早期発見のための取組

##### (1) 情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

##### (2) アンケート調査及び聴き取り調査の実施

日常の児童の様子や友だち関係、休憩時間の過ごし方、当番活動や清掃活動、さらには行事等における児童の活動など学校生活全体を通して児童の実態を見取るとともに、さまざまな場面で見せる児童の姿を教職員間で情報交流し、いじめの早期発見に努める。

基本においては、児童のよさを引き出し伸ばしていく見取りと指導、支援を最も大切にすることで、児童相互、児童と教師の信頼関係を強め、児童の学級における協力的な関係を築いていくために行うものである。

なお、いじめについては児童自身なかなか口に出すことは難しい。そうした点から、一斉にアンケート調査を実施したり、教師が聞き取りしたりする取組は子どもにとって話すきっかけが与えられる貴重な機会でもある。

- ・ 全児童アンケート調査           6月   11月
- ・ 全児童聴き取り調査           7月   12月

##### (3) 相談体制の整備と周知

- ・ 年2回教育相談週間を実施（7月、12月）
- ・ スクールカウンセラーとの情報の共有
- ・ 舞鶴市教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」との情報の共有
- ・ 校内相談窓口の設置

### 第4 いじめに対する取組

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

なお、私たちは子どもをはじめから加害的存在・被害的存在として見るのではなく、子どもたち自身の表現力やコミュニケーション力等の未熟さの故に起こる気持ちのズレや相互の理解不足等によっていじめの様態に及んでいるというともらえも大切にしてい

たい。

したがって、いわゆるいじめの行為に及んでいる児童自身に自らの行為に至った経過や原因等についてていねいに語りかけ紐解いていくことによって、児童自身に自らの行為の過ちや相手の気持ちに考え及ぶようなふり返りをさせることを大切にしたい。

いじめの行為を反省させ謝罪させることがいじめに対する取組の最終目的ではなく、子どもの中にある優しさや人を思いやる気持ちに気付かせ、自らの行動を振り返らせることが学校教育においては特に大切にされなければならないと考える。

## 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) いじめの態様について「いじめ対策委員会」において分析し、方針を立てる。
- (4) いじめの有無の確認については、「いじめ対策委員会」を中心に情報の収集を慎重に進める。その際、関係の保護者の理解を十分得た上で、関係児童から事情を聴くなどし、いじめの有無の確認を行う。指導については、状況を十分分析し、方針を検討した後に時間をかけて行っていく。その際、できるだけ加害・被害児童及びそれぞれの保護者とていねいに連携するとともに、教育委員会に報告する。
- (5) 必要に応じいじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (6) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (7) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (8) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 3 いじめの解決に向けた対応における留意点

- (1) いじめの全容を明らかにしなければ指導が十分展開できないということではない。
- (2) いじめの態様が1つでも明らかに見られたら、そこから指導が始まる、指導は展開できるのである。
- (3) いじめに複数の児童が関わっている場合には、相互に牽制し合っていじめの様態がなかなか具体化しない場合がある。個々に自らの行為についてふり返らせるためには、ていねいな聞き取りと聞き取った内容の突き合わせを交互に繰り返し、関係した児童が置かれている力関係などに踏み込んでいく必要がある。こうした踏み込んだ指導、児童のふり返りこそが大切にされなければならない。
- (4) いわゆるいじめの加害者となった児童の指導には、十分な時間をかけてていねいに行わなければならない。時には1週間あるいはそれ以上の時間を要することもある。したがって、保護者の理解は欠かせない。関係した児童の保護者の十分な理解と協力を担保しながら児童への指導を行っていくことが大切である。

## 4 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。
  - ・ 携帯電話等教室の実施

## 第5 重大事態への対処

### 1 基本的な考え方

ここで言う重大事態とは、何らかの要因でいわゆる被害児童が通常の生活ができなくなってしまう事態に追い込まれる状況、さらには生命の危険にさらされるような事態に追い込まれるなどの状況を指すものであって、緊急かつ総力を挙げてただちに対応しなければならない事態にとらえる。

ただ、根本においてはそのような状況に陥ることをはじめから想定するものではない。なぜなら、そうした状況は何としても避けるべき問題ととらえているからである。すなわち、いじめの兆候を見逃すことなく、いじめの事実を把握した場合、徹底した対応、対策を行うことに総力で取り組むことこそが大切にされなければならない。

- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を詳細かつ明確に把握し、早急に方針を立てて対応、対策を行う。
- 3 いじめの態様・事実関係が明らかになった場合は、教育委員会を始め関係機関、必要に応じて警察等とも連携して、対応、対策に全力を傾注する。
- 4 学校で行う調査の状況については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を伝え共有する。
- 5 調査結果に基づきいじめ対策委員会を中心に関係機関の協力も得ながら、該当保護者への説明と協議を十分行い、加害児童への指導及び対応を行う。
- 6 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を組織をあげて進める。

## 第6 関係機関との連携

### 1 地域・家庭との連携の推進

- (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

### 2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

## いじめの未然防止・早期発見に向けた主な取組

キーワード： 学ぶ意欲・学習生活規律・自尊感情

子どもの姿 ・のびのびとした明るさ 付きたい力 ・多様で豊かな気付きの力  
 ・様々な事に対する意欲 ・心棒強く取り組む力  
 ・個々の優しさ ・互いに思いやる心、優しさ  
 ・地域の方々への思い ・場に応じた判断と行動力

月	主な行事	重 点	研修・会議等
4月	入学式 学級開き 学級経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級の目標、個々の目標をしっかりと持たせて新学年のスタートを切る。</li> <li>学習規律の確立</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 (方針・年間計画確認) ・学級経営方針・計画確立
5月	修学旅行 懇談会 陸上大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃、当番など学校生活の基本の徹底</li> <li>子どもと向き合い気付きを耕す授業づくりに向けた授業実践について共通理解を図る。</li> <li>目標を確かに持ち大会に臨ませる。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・児童実態交流、理解研
6月	プール掃除 地域懇談会 社会見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート、個別面談実施</li> <li>いじめに係る道徳の授業実施</li> <li>いじめのない学級づくりに係る話合い</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・アンケート・面談結果報告、検討
7月	分団会 終業式	<ul style="list-style-type: none"> <li>1学期のふり返り</li> <li>夏休みに向けて</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・教育相談委員会
8月	始業式		定例会いじめ対策委員会 ・1学期総括と2学期に向けて(職員会議)
9月	野外活動 児童会選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>2学期の目標を持たせる。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・運動会に向けた配慮を要する児童について
10月	運動会 校内持久走大会 駅伝大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>みんなで協力して行事を成功させ、達成感を味わわせる。</li> <li>全校で運動会を成功させる。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・人権学習の検討・準備
11月	市音楽会	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート、個別面談実施</li> <li>いじめ・人権について学ぶ授業</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・教育相談委員会
12月	人権旬間 校内作品展 終業式	<ul style="list-style-type: none"> <li>思いやりと優しさ、人権についての学習</li> <li>1年をふり返り新しい年を迎える準備をする。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・アンケート・面談結果報告、検討
1月	始業式 給食週間 性教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>新年の抱負を掲げ、3学期の目標を持たせる。</li> <li>命を大切に作る心を育てる。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会
2月	送る会 児童会選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>感謝の気持ちを伝え合う。</li> <li>学校生活のふり返りと充実に向けた話合いを行う。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会
3月	分団会 卒業式 修了式	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間のふり返りと進級・進学に向けた自覚を高めさせる。</li> </ul>	定例会いじめ対策委員会 ・1年間の総括 ・学級指導

教師の姿勢

・子どもと向き合う教師 ・子どもと付き合う教師 ・子どもを信じる教師